

大隅東小学校PTA規約

昭和33年5月制定 昭和40年10月改定 昭和43年4月改定 平成23年4月改定 平成30年4月改定
昭和49年4月改定 昭和52年5月改定 昭和55年4月改定 平成25年4月改定 令和6年1月改定
昭和56年4月改定 昭和62年4月改定 平成14年4月改定 平成28年4月改定 令和6年4月改定
令和7年1月改定

第 1 章 名 称

第1条 本会は、大阪市立大隅東小学校PTAと称します。

第 2 章 目 的

第2条 本会の目的は下記の通りです。

1. 家庭、学校、及び社会の協力によって、児童の福祉を増進します。
2. 家庭生活及び社会生活の水準を高めます。
3. 民主的教育に対する理解を深め、これを発展させます。
4. 学校の教育的環境の整備をはかります。
5. 本校下における社会教育の振興をはかります。
6. 会員相互の融和親睦をはかります。

第 3 章 方 針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として下記の方針に基づいて活動します。

1. 本会は非営利的、非宗派的、非政党的であっても本会もしくは、本会役員の名において他のいかなる職務（公私を問わず）の候補者も推薦しません。
2. 本会は児童福祉のために活動する他の社会教育関係団体及び機関と協力します。
3. 本会は自主独立のものであって他のいかなる団体の支配統制干渉をも受けません。
4. 本会は学校の教育方針、学校管理等には希望は述べ得るが干渉はしません。

第 4 章 会 員

第4条 本会の会員は次の通りです。

1. この学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者
2. この学校に勤務する教職員

第5条 会員は、すべて会費を納める義務があります。

第6条 会員は、規約に定めるものの外はすべて平等の権利と義務があります。

第 5 章 経 理

第7条 本会の経費は、会費、事業収入、及び自発的な寄付金によって支弁されます。会費の額及び資産獲得のために寄付を求める場合は等の重要事項については総会において決定しなければなりません。

第8条 本会の資産はすべて第2章第2条にあげた以外の目的のために支出または使用してはなりません。

第9条 会費は児童1人につき1口以上とし1口は月額200円とします。

第10条 本会の経理は、会計監査を経て会員に報告されます。

第11条 本会計年度は、4月1日から始まり翌年3月31日に終わります。

第12条 経理については別に会計規定を定めることができます。

第 6 章 役員とその選挙

第13条 本会の役員は、次の通りであります。

1. 会長 1名 (保護者)
2. 副会長 若干名 (保護者)
3. 書記 若干名 (保護者または先生)
4. 会計 若干名 (保護者)
5. 会計監査委員長 1名 (保護者)

人数は年度により変動があります。

役員任期は、1年とします。ただし同じ役員に選任されることができません。

第14条 役員選挙と就任は、次の通り行われます。

1. 8名の委員からなる役員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という）を次の方法によってつくります。
 - ① 卒業対策委員会より最低人数2名が兼任します。
(年度により人数の変動があります)
 - ② 教職員の中から2名を選出します。
 - ③ 指名委員の最低人数4名の中から1名を選出し、指名委員長とします。
2. 指名委員会は各々役員別に、定数または定数以上の候補者を抽選などによりあげ、役員選挙の少なくとも5日前に全会員に知らせます。
3. 選挙を行う総会において、一般会員から候補者の指名をなすことができます。
4. 候補者の指名は指名委員会によってなされる場合も、一般会員からなされる場合も、その氏名を発表する前に候補者の同意を得なければなりません。
5. 役員は、年度当初の総会において出席した会員に承諾を受けます。
尚、対立した候補者がある場合は、多数決で選出します。
6. 役員は、5月1日より就任します。

第7章 役員資格と任務

第15条 この会の目的や方針について十分な理解をもっている会員で公選による公職者でないものは第6章の規定により、役員に推薦される資格があります。

第16条 役員任期は次の通りです。

1. 会長は
 - ① 総会、実行委員会を召集し、会議の議長となります。また、委員会を必要に応じ、召集します。
 - ② 外部に対して本会を代表します。
 - ③ 実行委員会の承認を得て、常置委員会、特別委員会（役員候補者指名委員会を除く）の委員長および委員を委嘱します。
 - ④ 各委員会（役員候補者依命委員会）に職務上出席することができます。
2. 副会長は
 - ① 会長を補佐します。
 - ② 会長不在のときはその代理をします。
3. 書記は
 - ① 総会、実行委員会の議事その他、会全般の活動状況を記録し保管します。
 - ② 総会その他各種の会合の通知をします。
4. 会計は
 - ① 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務をします。
ただし、必要ある場合は更生予算を立てることができます。
 - ② 会計簿を保管します。
 - ③ 会計監査を受けて会員に報告します。
5. 会計監査委員長は
 - ① 本会の経理を監査するために会計監査委員会を置きます。

- ② 会計監査委員長の選出及び就任は、第6章に準じて行います。
- ③ 会計監査委員会には、その年度の会計を監査し、全会員にその結果を告じます。
- ④ 会計監査委員の任期は、1年とします。

第8章 総 会

- 第17条 総会は全会員で構成され、この会の最高機関です。
- 第18条 総会の定足数は、全会員の5分の1とします。出席不能の場合は委任状でこれに代えることができます。決議は過半数の同意を要します。
- 第19条 実行委員会が必要と認めるときや会員の5分の1以上の要求があったときは、会長は、いつでも総会を召集します。
- 第20条 総会は、年1回以上開催します。
- 第21条 本会の年間行事計画や予算の審議決定、決算報告の承認は総会で行います。

第9章 実行委員会

- 第22条 実行委員会は、この会の役員や各常置委員会の正副委員長および校長、教頭で構成します。
- 第23条 実行委員会の任務は、次の通りです。
- ① 会長が任命する各委員会の委員を承認します。
 - ② 各委員会で立案された事業計画を審議検討します。
 - ③ 総会に提出する議案を調整します。
 - ④ 必要あるときは、特別委員会を設けます。
 - ⑤ その他規約や総会の決議により、この会の事務を処理します。
 - ⑥ 役員に欠員を生じた場合は補充します。
- ただし、会長に欠員を生じた場合は副会長が昇格し、残期間を努めます。
- 第24条 実行委員会の定足数は、委員数の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要します。
- 第25条 実行委員会は月1回定例会を開くほか、必要に応じてこれを開催します。

第10章 役 員 会

- 第26条 役員会はこの会の会長、副会長、会計監査委員長、校長、教頭で構成します。役員会の任務は、次の通りです。
- ① 総会および実行委員会の決定に基づいて会務の執行を行います。
 - ② 役員会は、実行委員会に提出する議案を審議します。
 - 3 役員会は、実行委員会の承認を得て他団体との連絡協議に参加することができます。ただし、その結果報告を実行委員会にします。
 - ④ 役員会は毎月1回以上開催します。

第11章 委 員 会

- 第27条 委員会には会計監査委員会、常置委員会、特別委員会があります。
- 第28条 会計監査委員会の委員長の選出は第6章の第14条役員の選出に準じます。
- 第29条 常置委員会の委員長、副委員長は役員および学校長の承認を得て会長が委嘱します。
- 第30条 学級委員は各学年において選出し、その他の委員は実行委員において選考し、それぞれの委員は会長か委嘱します。
- 任期はそれぞれ1年とする。ただし、再選を妨げません。1人が同時に二種以上の委員に委嘱することはできません。
- ただし、特別委員会は、この限りではありません。

第 12 章 常置委員会および特別委員会

第 31 条 この会の活動に必要な事項を調査研究立案するために、次の常置委員会を置きます。

- ① 学級広報委員会
- ② 成人教育・人権啓発委員会
- ③ 保健給食委員会
- ④ 安全補導体育委員会

第 32 条 特定の目的に遂行するために、実行委員会は特別委員会を設けることができます。これは所定の任務を終えるとともに、自動的に解散します。

特別委員会の委員長および委員の選任は第 28 条に準じて行います。

第 33 条 学級広報委員会は、その学級の会員としての義務と権利をまっとうするとともに、教育環境をよりよくするようにつとめ、先生と保護者相互の連携を深めます。

(第 34 条削除)

第 35 条 成人教育・人権啓発委員会は、会員の教育水準を高めるために、成人教育や行い、人権にかかわる学習、研修、啓発活動の計画、立案、実施につとめ、会員・地域の人権意識の高揚をはかります。

第 36 条 学級広報委員会は、全員に情報を伝達し、地域社会に対し、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得るようにつとめます。また、この会と同じ目的を持つ他の団体機関との連絡をはかります。

第 37 条 保健給食委員会は、児童および会員の健康保持と増進に理解を深め、学校の保健教育の家庭での定着に協力し推進します。また、学校給食が十分な効果をあげるように協力します。

第 38 条 安全補導体育委員会は、会員と学校および関係諸団体と協力して児童の地域での健全な育成を願い豊かな地域教育に向けた環境作りを積極的に推進します。

(第 39 条削除)

(第 40 条削除)

第 41 条 安全補導体育委員会は児童および会員の健康増進と体力向上をはかり、積極的にスポーツに親しむようにつとめます。

- ① 体育活動および野外活動等を活発にします。
- ② 地域スポーツの振興に協力します。

第 42 条 常置委員会および特別委員会はその事業計画について、実行委員会にはからなければなりません。

付 則

第 43 条 本会の規約は総会で出席者の 3 分の 2 以上の賛成により、改正することができます。

第 44 条 本規約の施行に関して必要な事項は、実行委員会の承認を得て会長が別に定めることができます。

第 45 条 本規約の他に細則を設けることができます。

第 46 条 本規約は令和 6 年 4 月 24 日より実施します。